

金融商品取引法等の一部改正に伴う清算参加者からの報告事項の見直し等について

平成23年2月23日
株式会社日本証券クリアリング機構

I 趣旨

当社ではこれまで、清算資格の取得審査及び清算参加者の業務又は財産の状況等の把握に当たり、清算資格の取得申請者又は清算参加者の単体ベースでの状況等をその対象としてきたが、本年4月1日に金融商品取引法及びその関係法令が一部改正され、一定規模以上の第一種金融商品取引業者に対する連結ベースでの規制・監督等の導入が図られることから、業務方法書等において所要の整備を行うこととする。

なお、金融商品取引業者である清算参加者に係る制度の整備に合わせ、登録金融機関である清算参加者についても、連結ベースの業務報告書を報告事項とするなど、所要の整備を行うこととする。

II 概要

項目	内容	備考
1. 清算資格の取得要件	<ul style="list-style-type: none">・特別金融商品取引業者（改正法第57条の2第2項（本年4月1日に施行される金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成22年法律第32号）における金融商品取引法の規定をいう。以下同じ。）に規定する特別金融商品取引業者をいう。以下同じ。）が清算資格の取得申請を行う際には、連結自己資本規制比率が200%を上回っていることを、清算資格の取得審査に当たっての財務基盤に係る要件とする。	<ul style="list-style-type: none">・改正法では、総資産の額が金融商品取引法施行令で規定される金額（1兆円）を超える第一種金融商品取引業者（外国法人を除く）のことを「特別金融商品取引業者」というものとされている。
2. 清算参加者の当社への報告事項 (1) 金融商品取引業者である清算参加者の報告事項	<ul style="list-style-type: none">・報告事項として、新たに以下の事項を追加する。・金融商品取引業者である清算参加者は、①特別金融商品取引業者である清算参加者、②清算参加者の親会社（改正法第57条の2第8項に規定する親会社をいう。）若しくは指定親会社（改正法57条の12第3項に規定する指定親会社をいう。）又は③清算参加者の特定主要株主（改正法第32条第4項に規定する特定主要株主をいう。）が、当社の	<ul style="list-style-type: none">・具体的な報告内容については、別紙参照。

項目	内容	備考
<p>(2) 登録金融機関である清算参加者の報告事項</p> <p>3. 清算参加者に対する措置</p>	<p>定める場合に該当することとなったときは、直ちにその内容を当社に報告することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録金融機関である清算参加者は、以下に掲げる場合に該当することとなったときは、直ちにその内容を当社に報告することとする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 連結の業務報告書又は中間業務報告書を作成したとき。 ・特別金融商品取引業者である清算参加者については、連結自己資本規制比率が以下のいずれかに該当することとなった場合、業務方法書第29条第3項及び同条第4項に規定する措置（当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止）の対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 自社清算参加者である場合、120パーセントを下回ったとき。 ➤ 他社清算参加者である場合、200パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき。 	

III 実施時期（予定）

平成23年4月1日から実施する。

以 上

金融商品取引業者の報告事項

項目	報告事項	備考
1. 特別金融商品取引業者である清算参加者の報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・特別金融商品取引業者である清算参加者は、以下に掲げるときは、直ちにその内容を当社に報告することとする。 ➤ 連結自己資本規制比率が140パーセントを下回ったとき。 ➤ 改正法第57条の5第3項の規定に従い公衆の縦覧に供する経営の健全性の状況を記載した書面を作成したとき。 ➤ 改正法第57条の3第1項に基づく事業報告書を作成したとき。 ➤ 改正法第57条の2第1項又は同条第6項（同項第2号に該当することとなった場合に限る。）の届出を行ったとき。 	
2. 親会社又は指定親会社に係る報告事項	<ul style="list-style-type: none"> （1）清算参加者は、清算参加者の指定親会社又は最終指定親会社（改正法第57条の12第3項に規定する最終指定親会社をいう。）に関し以下に掲げるときは、直ちにその内容を当社に報告することとする。 ➤ 指定親会社が改正法第57条の13第1項第6号に掲げる事項について改正法第57条の14の届出を行ったことを知ったとき。 ➤ 指定親会社が破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、清算開始又は特別清算開始の申立ての事実があったことを知ったとき。 ➤ 指定親会社が支払不能となり又は支払不能となるおそれがある状態となったことを知ったとき。 ➤ 指定親会社が法令の規定により処分若しくは処罰を受けたことを知ったとき又は法令の規定による処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたことを知ったとき。 ➤ 指定親会社の役員が改正法第29条の4第1項第2号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。 ➤ 指定親会社の主要株主が改正法第29条の4第1項第5号ニ又はホに該当することとなった事実を知ったとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法では、特別金融商品取引業者の親会社が当該特別金融商品取引業者の経営管理を事業として行っている場合など、当該親会社及び子法人等の業務の健全かつ適切な運営を確保することが公益又は投資者保護のため特に必要であると認められるときは、当該親会社を「指定親会社」として指定することとされている。

項目	報告事項	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 指定親会社が民事事件に係る訴えを提起され若しくは当該訴訟について判決等があったことを知ったとき又は民事調停法による調停を申し立てられ若しくは当該調停事件が終結したことを知ったとき。 ➤ 最終指定親会社が改正法第57条の17第3項の規定に従い公衆の縦覧に供する経営の健全性の状況を記載した書面を作成したとき。 ➤ 最終指定親会社が事業報告書を作成したとき。 ➤ 指定親会社が本店又は主たる事務所を変更したことを知ったとき。 ➤ 指定親会社の指定が解除されたこと又は当該指定が効力を失ったことを知ったとき。 ➤ 指定親会社が他の法人と合併したことを知ったとき（当該指定親会社が合併により消滅した場合を除く。）。 ➤ 指定親会社の役員の変更があったことを知ったとき。 <p>(2) 清算参加者は、清算参加者の親会社が以下に掲げるときは、直ちにその内容を当社に報告することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 指定親会社の指定があったことを知ったとき。 	
3. 特定主要株主に係る報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、清算参加者の特定主要株主が以下に掲げるときは、直ちにその内容を当社に報告することとする。 ➤ 法令の規定により処分若しくは処罰を受けたことを知ったとき又は法令の規定による処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたことを知ったとき。 ➤ 特定主要株主に該当したこと又は該当しなくなったことを知ったとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正法では、総株主等の議決権の50%超の対象議決権を保有している者を「特定主要株主」というものとされている。

以 上